

京都市都市公園条例の一部を改正する条例（平成24年10月26日京都市条例第8号）（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当）

京都市有料公園施設について、市民のスポーツ施設の利用促進を図るため、伏見桃山城運動公園の開園時間を延長するとともに、付属設備であるスコアボード設備について使用料を定める必要があるため、次のとおり改正することとしました。

#### 1 開園時間の延長

伏見桃山城運動公園

改正前	改正後
午前6時から午後7時まで	午前6時から午後9時まで

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

#### 2 スコアボード設備の使用料の設定

区分	使用単位	単位期間	使用料
スコアボード設備	一式	1時間	200円

この条例は、平成24年10月26日から施行することとしました。

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年10月26日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 8 号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第2条の2中「午後7時」を「午後9時」に改める。

別表3 付属設備の項中

「

拡	声	機	1 台		600
---	---	---	-----	--	-----

を

」

「

拡	声	機	1 台		600				
ス	コ	ア	ボ	ー	ド	一	式		200

に改める。

」

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当)